

資料編

資料 1 公聴会における意見の内容

〔公聴会の概要〕

名 称	第5期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る公聴会
日 時	日時：平成23年6月26日（日）午後1時～
会 場	場所：新座市役所第2庁舎会議室5

〔発表内容〕

公述人	タイトル及び概要
公述人 1	<p>【軽度者から重度者まで在宅支援の充実について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防日常生活総合支援事業について、要支援の人たちが今までどおり選択した形のヘルパーやデイサービスを使ったりできるように、従来どおりの計画を組んでもらえるようお願いしたい。 ○在宅の認知症の方たちは苦しい思いをしていて、特に低所得者対策の在宅支援が不足している。小規模多機能型居宅介護の宿泊費について、ショートステイと同様にホテルコストに対する補足給付をしてほしい。 ○補足給付がされれば5万円6万円ということで特養に入れるが、5万円6万円ではとても在宅は維持できない。その結果、劣悪な状況の中で暮らしている方がたくさんいらっしゃる。そういう状況を何とか救ってほしい。 ○法改正の後は市民に分かりづらいものになるから、しっかりと説明をすることによって、介護保険に対する利用者、市民の信頼を確保して行ってほしい。
公述人 2	<p>【1. 要介護1だった人が要支援2になったことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要介護1でベッドも借りて廊下に手すりをつけ、玄関には段差解消が図られたが、その後、要支援2となったため、使っていたベッドは使えなくなり、自己負担で業者から借りている。状況に応じて1割負担で借りられるよう措置すべきだ。 ○車いすがなければ買い物に行けないという人が要支援にされた。一般市民には不服申請までは考えられない。介護保険料が高いものという意識を持ってほしい。 <p>【2. 暫定サービス利用（認定結果が出るまでの間）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の認定調査をしたが、結果は1か月くらいかかると聞いてショックを受けた。その場で地域包括支援センターに連絡するなりして、サービスを受けられることを伝えてもらいたい。困って窓口に来る人の状態を把握し、介護保険ですぐにでも使えるサービスを知らせて援助するようにしてほしい。
公述人 3	<p>【地域包括支援センターの在り方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援1・2の人がデイサービスを受けることによって、症状の改善が見られる。要支援1・2のデイサービスやデイケアを介護保険給付から外さないでほしい。 ○アンケートでは、6割の人が地域包括支援センターを「知らない」と答えているが、新宿区は「高齢者総合相談支援センター（地域包括支援センター）」として工夫している。このように、分かりやすい名称にして周知度を高めてほしい。 ○公聴会は、一人当たり3分は短すぎるので、次回から考慮してほしい。
公述人 4	<p>【介護職員の待遇改善と介護サービスの向上について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に最も身近な行政、保険者として、市は施設にもっと足を運んで、実態を把握してほしい。民間の施設経営の実態はつかみにくいとは思いますが、市民が最後まで人間らしく行き届いたサービスが受けられるよう尽力してほしい。 ○介護保険法が改正され、痰の吸引などの医療行為を介護職員にも認められることになったが、危険である。介護職員は人手不足で過重労働している状況にあり、待遇を抜本的に改善するよう国に要求してほしい。

公述人	タイトル及び内容要旨
公述人 5	<p>【介護保険制度の見直しについて】</p> <p>○3年ごとの見直しで制度は良くなるどころはなく、電動ベッドの取り上げやサービスに制限が出て利用者は大変困ることが起きた。今年の見直しでは介護保険の軽い人は介護保険から外すとされている。介護度が軽いからといって介護保険から外さないでほしい。国の制度で外されても、新座市の福祉で見てほしい。</p>
公述人 6	<p>【介護保険に対する要望について】</p> <p>○新座市はリハビリのできる通所施設が少なく、場所も偏っている。自宅での自主リハビリには限りがあるため、デイケア施設増設の支援をお願いしたい。</p> <p>○認定調査の立会いは、ケアマネジャーは利用者によりに誘導するという理由で、新座市では認められていない。ケアマネジャーをもっと信頼し、認定調査への立会いを認めてほしい。</p> <p>○胃ろう、経管栄養、人工呼吸器などを造設している人の短期入所先がほとんどない。老健、特養などでの受入れが少しでも増えるように取り組んでほしい。</p> <p>○同じ制度を利用するのに、事業者によって理解や解釈の違いがある。年に1回でも市内の事業所を集合させ、法令遵守の周知等をするとともに、情報を共有し、信頼や連携、交流ができるよう手助けをお願いしたい。</p> <p>○新座市ケアマネネットワークという任意の団体があるが、市や包括と連携ができればサービス事業所も含めてなお一層の信頼の構築ができると思う。</p>
公述人 7	<p>【高齢者の生きがいについて】</p> <p>○いきいき広場は、近くに小学校もあり、子どもたちの様子を見たり、声を聞いたりしながら、みんなが楽しく過ごしており、新座にはこんなよいところがあると感じている。</p> <p>○介護保険制度は、みんなが利用しやすいということと、元気なお年寄りのために、豊かに幸せに暮らしていけるような制度であることを望んでいる。</p>
公述人 8	<p>【日常生活圏域ニーズ調査について】</p> <p>○今後、高齢者は増えてくるので、1階の家具を2階に移動したいなどの場合に、一つの電話で何でもできる課というのを要望したい。</p> <p>○日常生活圏域ニーズ調査はあまり意味がないのではないかと。質問事項も首を傾げるところもある。</p>
公述人 9	<p>【介護保険の具体的な利用の仕方について】</p> <p>○介護保険は、誰でも利用できることが大切だ。しかし、制度を理解していない高齢者が多いので、講習会などによって、保険料を払っている人全員が利用できるように、わかりやすく説明してほしい。</p>

資料 2 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第 5 期) 素案に対する意見等について

平成 23 年 12 月 1 日から平成 23 年 12 月 14 日の期間において、パブリックコメントに準ずる市民等への意見募集及び新座市議会各会派に対する意見照会を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等策定委員会の考え方は次の表のとおりです。

No	計画書記載頁	意見の概要	策定委員会の考え方
1	65	〔4-1-3 成年後見制度の普及と支援〕 現在、東京大学と埼玉県シルバー連合による、市民後見人養成講座を新座市シルバー人材センター会員 20 名が受講中です。 今後は広報活動等及び市長申し立てについても、法人事業の中で平成 25 年から受任できるよう計画中です。	新座市シルバー人材センターの市民後見制度への取組状況等を詳述していただきましたが、第 5 期計画素案の該当部分の変更等は必要ないと判断しました。
2	—	日常生活圏域ニーズ調査の詳細分析継続希望の件 今年 3 月に目された日常生活圏域ニーズ調査結果報告書では地域包括支援センターに認知度の低さが出てきました。 今後、地域包括支援センターが効率よく地域の高齢者への訪問を行うため、今回の調査の詳細な分析を継続していただきたいと考えています。	平成 23 年 1 月に新座市が実施した日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに、地域包括支援センターが今後なすべきことを詳述していただきましたが、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
3	—	夫が物忘れが出てきて、妻の自分は混乱しつつ介護保険の手続きをしました。 要支援 1 の認定が出て、デイサービスを開始しましたが、要支援 1 では週 1 回の利用しかできません。 適正な認定結果が出て、安心して介護できるようお願いします。	介護サービス利用者の方の個別的・具体的な意見でありますので、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
4	—	1. 介護保険認定審査会の整合性を希望します 市内在住の方から、どうして認知症があると言われた妻が要支援 2 で認定結果が変わらないのか、4 年も介護しているのに大変だと言われ、介護の労力が反映されていないと苦悩されています。 主治医にも連絡を取り、家庭での状況を伝えていますが、審査会の整合性化へ支援していただきたいです。	介護サービス利用者の方の個別的・具体的な意見を他の人が代弁したものでありますので、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
	59	2. 第 5 期計画素案について ①3-3-5 配食事業も、介護保険の申請を必須として、適正な利用を望みます。	配食サービス事業は、ひとり暮らし高齢者世帯等を対象に見守りも兼ねた事業として考えており、第 5 期計画素案の変更等は必要ないと判断しました。
	62 63	②3-4 事業者、ケアマネの質的向上等において ケアマネ会議が伝達場になりがちで、検討・話し合いの場にすべく、保険者もバックアップして全事業所参加等により保険者が質の向上を目指すべきです。	第 5 期計画素案に明記してあるので、変更の必要はないと判断しました。

No	計画書 記載頁	意見の概要	策定委員会の考え方
4	49	③2-1-4 現状では65歳以上においては保健センターに該当しないとして、要請できない状況でありますので、「引き続き」の文言は外していただいでよいかと思ひます。	これまでも、必要に応じ連携を図ってきたとのことであります。第5期計画素案を変更する必要はないと判断しました。
	—	④認定者数増加による介護保険費用抑制について念のために申請する市民もいます。申請や更新時の費用が年間概算で600万円分の費用が使われている。利用予定のない市民への申請抑制について、考える時期だと思ひます。	引き続き、制度周知の徹底を図る必要はあると考えますが、第5期計画素案を変更する必要はないと判断しました。
5	全体	〔地域包括支援センターの表記について〕 地域包括支援センターは、平成24年度から「高齢者相談センター」へ名称が変更されるので、変更後の名称で記載する方がよい。	地域包括支援センターの表記については、「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」とします。
	33	〔図 地域包括ケアの連携フロー〕 相談・発見の部分の「地域住民・自治会等」を「地域住民・町内会等」とする方が、新座市に合っていると考えます。	御意見のとおり、修正します。
	33	〔図 地域包括ケアの連携フロー〕 地域ケア会議の外側に、「町内会・自治会・地区社協」とあるが、そこに地域福祉推進協議会も記載すべきと考えます。	地域福祉推進協議会の構成メンバーは、町内会、自治会、地区社協、民生委員等になっており、地域福祉推進協議会と重複することから、現素案のとおり省略してよいと考えます。
	38	〔第4期計画の主な成果と第5期計画における重点施策〕 第4期計画での成果の記述がありません。記載すべきと考えます。	成果について、次のとおり加筆します。 これまでも、高齢者等が外出しやすい環境を整えるため、道路・公共施設整備等に併せバリアフリー化を進め、また公民館、学校教育の場においても高齢者等の生きがい、社会参加を促進する事業を展開してきました。
	45	〔1-1-3 在宅介護センターによる事業の実施〕 【具体的内容】の記述がありません。 市職員体制の強化、スキルアップについて記述する必要があると考えます。	具体的内容について、次のとおり加筆します。 【具体的内容】 ・高齢者の身近な相談窓口として活用を図る。 ・介護予防教室等の実施拠点として活用を図る。 職員体制の強化、スキルアップについては、第5期計画素案に対する意見としてはそぐわないものと判断しました。
	58	〔3-3-3 災害時要援護者対策の推進〕 平成23年度に災害時要援護者支援システムが導入されたことを記載すべきと考えます。	具体的内容の中で、次のとおり加筆します。 【具体的内容】 ・災害時要援護者支援システムの導入
6	44	1 地域包括支援センターの体制強化及び『高齢者相談センター』への名称変更について、大賛成です。	第5期計画素案に対する評価として受け止めます。
	23 72 77	2 サービスの見込量などについて サービスが向上することは良いことだと考えますが、過大なサービス量を見込むと介護保険料を値上げしないとやっていけなくなります。 見直しを含め検討くださるようお願いいたします。	サービス見込量及び標準給付費の見込みについて、基盤整備の方向を明確にした上で見直します。

資料3 ワークショップの経過

「新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画 第5期計画」を策定するに当たり、日ごろから高齢者の支援に直接関わっている地域包括支援センター及び介護サービス事業所の職員が参画し、地域の課題及び解決方法を検討するため、ワークショップを開催しました。

〔構成メンバー〕

所 属	職 種
東部第1地域包括支援センター	保健師等
東部第2地域包括支援センター	主任ケアマネジャー
西部地域包括支援センター	社会福祉士
南部地域包括支援センター	社会福祉士
北部第1地域包括支援センター	主任ケアマネジャー
北部第2地域包括支援センター	保健師等
新座病院在宅介護支援センター	ケアマネジャー
居宅介護支援事業所 山吹	ケアマネジャー
グループホーム健康倶楽部新座	管理者
多機能ホームまどか	管理者
NPO法人さわやか学舎	管理者
新座市社会福祉協議会訪問介護事業所	サービス提供責任者

〔開催経過〕

月 日	回次	内 容
平成23年 6月24日（金）	第1回	ワークショップの進め方について 課題シート発表とフリートーキング1
7月8日（金）	第2回	課題シート発表とフリートーキング2
7月15日（金）	第3回	課題シート発表とフリートーキング3
8月19日（金）	第4回	日常生活圏域ニーズ調査結果及び現行計画の評価結果 について
8月26日（金）	第5回	目的関連図の作成1
9月16日（金）	第6回	目的関連図の作成2
9月30日（金）	第7回	重点課題と施策の提案

資料 4 策定体制及び策定経過

1 新座市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(平成10年9月4日告示第171号)

(設置)

第1条 本市の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、両計画の見直し等を行うため、新座市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関して調査し、及び審議すること。
- (2) 計画策定後の進行管理及び事業の評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保険料負担事業所関係者
- (5) 被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康増進部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成10年告示第171号)

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 平成14年3月31日以前に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成12年告示第18号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成12年告示第288号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成16年告示第380号)

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第389号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 新座市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

任期：平成23年4月1日～平成26年3月31日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	立教大学	はしもと まさあき 橋本 正明	委員長
	十大文字学園女子学 大	みやき みちこ 宮城 道子	
医療保健関係者	朝霞地区医師会部 新座支	くすやま ひろゆき 楠山 弘之	
	朝霞地区歯科医師会部 第二支	かねこ ひろあき 金子 容明	
	朝霞地区薬剤師会部 新座支	はたなか のりこ 畑中 典子	
	埼玉県朝霞保健所	ふじい としお 藤井 敏雄	
	看護師	みやざき ひろこ 宮崎 祐子	
福祉関係者	堀ノ内病院	はなだ あい 花田 愛	
	指定介護施設 老人福祉施設	かりや つねお 狩谷 恒雄	副委員長
	北野病院	ばんば ふたば 番場 双葉	
	通所介護（デイサー ビス）センター	かみや みのる 神谷 稔	
	社会福祉協議会	みやざき みつる 宮崎 満	
	民生児童委員協議会	すだ くにひこ 須田 邦彦	
保険料負担 事業所関係者	商工会	かねこ かずお 金子 和男	
被保険者代表	第1号被保険者	はた あきつぐ 畑 昭次	
	第2号被保険者	なかた たくじ 仲田 拓司	
	老人クラブ連合会	ちば しげのぶ 千葉 重信	
	婦人会連合会	おおみや あきこ 大宮 明子	
	町内会連合会	もとはし あきお 本橋 秋男	
	連合埼玉朝霞・会 東入間地域協議会	つちや こういち 土屋 幸一	

順不同

3 新座市介護保険事業計画等策定委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成 23 年 5 月 16 日	<p>第 1 回新座市介護保険事業計画等策定委員会</p> <p>(1) 平成 23 年度新座市介護保険事業計画等策定委員会の開催に係る年間スケジュールについて</p> <p>(2) 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果報告書について</p> <p>(3) 第 5 期計画策定に係る主要課題について</p> <p>[配布資料]</p> <p>① 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）策定スケジュール（案）</p> <p>② 新座市日常生活圏域ニーズ調査調査結果報告書</p> <p>③ 新座市介護保険事業の推移について</p> <p>④ 介護保険制度の見直しについて</p>
6 月 26 日	公聴会
8 月 12 日	<p>第 2 回新座市介護保険事業計画等策定委員会</p> <p>(1) 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）における施策及び事業の評価結果について</p> <p>(2) 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要及び追加分析について</p> <p>(3) 第 5 期計画策定に係るワークショップの経過について</p> <p>[配布資料]</p> <p>① 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）における施策及び事業の評価結果について</p> <p>② 新座市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要及び追加分析について</p> <p>③ 第 5 期計画策定に係るワークショップの経過について</p>
10 月 13 日	<p>第 3 回新座市介護保険事業計画等策定委員会</p> <p>(1) 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子について</p> <p>(2) 第 5 期計画期間中の保険料の考え方について</p> <p>(3) 平成 22 年度介護保険事業特別会計決算報告について</p> <p>[配布資料]</p> <p>① 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る骨子（案）</p> <p>② 第 5 期計画に係るワークショップ成果報告書</p> <p>③ 市内高齢者福祉施設及び介護保険事業所等の設置状況一覧表</p> <p>④ 第 5 期計画期間中の保険料の考え方</p> <p>⑤ 第 5 期計画期間中の介護給付費見込量（案）</p> <p>⑥ 平成 22 年度介護保険事業特別会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書</p>
11 月 2 日	<p>第 4 回新座市介護保険事業計画等策定委員会</p> <p>第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について</p> <p>[配布資料]</p> <p>第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）</p>
12 月 1 日 ～12 月 14 日	新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）素案に対する意見等の募集

開催年月日	議題及び配布資料
平成 24 年 1 月 12 日	第 5 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係る新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集の結果について
	〔配布資料〕 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係る新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集の結果について
1 月 23 日	第 6 回新座市介護保険事業計画等策定委員会 (1) 「第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」答申書（案）について (2) 答申
	〔配布資料〕 第 5 期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（答申案）

資料 5 諮問・答申

諮 問

新 介 発 第 273 号
平成 23 年 5 月 16 日

新座市介護保険事業計画等策定委員会
委 員 長 橋 本 正 明 様

新座市長 須 田 健 治

新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）について（諮問）

介護の社会化を標榜し、新たな社会保険制度として平成12年4月に施行された介護保険制度は11年が経過し、着実に市民の皆様に浸透してきました。

この間、本市では「高齢になってもいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の構築」を目標に、高齢者福祉施策及び介護保険事業等の充実・推進を図ってまいりました。

今後、高齢化が進展し、様々な支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、新たに平成24年度から平成26年度までを計画期間とする『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第5期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

答 申

平成 24 年 1 月 23 日

新座市長 須 田 健 治 様

新座市介護保険事業計画等策定委員会
委 員 長 橋 本 正 明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

平成23年5月16日付け新介発第273号で諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた20人の委員で協議を重ね、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第5期計画）」を策定しましたので、ここに答申いたします。

資料 6 新座市の高齢者保健福祉に関する主な施策の歩み

年 月	事 項
昭和 38年 7月	【老人福祉法制定】
48年 1月	○ねたきり老人等手当支給事業開始
49年 7月	○老人福祉センター開設
12月	□乳がん検診（集団）の開始
52年 4月	○電話料補助事業開始
55年 4月	□一般健康相談の開始
5月	○第二老人福祉センター開設
6月	○入浴援護事業開始
56年 5月	□循環器検診（集団検診方式）の開始
57年 8月	【老人保健法制定】
58年 4月	□健康相談の開始
6月	シルバー人材センター設立
10月	○ホームヘルプサービス事業開始
59年 4月	□保健センター開設 □栄養教室の開始
60年 7月	□機能回復訓練の開始
61年 1月	□自主機能回復訓練の開始
10月	□1日健康教室の開始
12月	【老人保健法改正】（老人保健施設の創設）
62年 4月	○高齢者と障がい者の住みよい住宅整備資金貸付事業開始
6月	○緊急連絡システム事業開始
63年 4月	○老人短期入所運営事業開始 □健康づくり講演会の開始
6月	○老人デイサービス事業開始
平成 元年 12月	【ゴールドプラン策定】（高齢者保健福祉推進 10 か年戦略）
2年 4月	○高齢者サービス調整チームの設置
6月	□胃がん・子宮がん検診（個別）の開始 □成人歯科検診の開始
3年 4月	□肺がん検診の開始 【老人保健法改正】（公費負担見直し、老人保健看護制度創設）
6月	□大腸がん検診の開始
4年 6月	□訪問指導の開始
10月	○入浴助成事業開始
5年 4月	○寝具乾燥車派遣事業開始
5月	○老人日常生活用具給付等事業開始 □乳がん検診（個別）の開始
6月	「福祉と保健の総合プラン」を策定 ○高齢者賃貸住宅家賃助成事業開始
7月	福祉の里（老人福祉センター、老人障がいデイサービス併設）
6年 3月	【彩の国ゴールドプラン策定】
12月	【新ゴールドプラン策定】
7年 1月	□訪問看護ステーションの開設
4月	○老人介護支援センター運営事業開始 ○高齢者居宅改善整備費助成事業開始 □骨粗しょう症・女性の健康づくり健診の開始
8年 6月	○高齢者住宅の開設
7月	○高齢者住宅改良（リフォーム）ヘルパー派遣事業開始

年 月	事 項
9年 6月	□在宅ねたきり高齢者等訪問歯科保健事業の開始
10月	□基本健康診査事後生活習慣改善指導の開始
平成 9年 12月	【介護保険法制定】
10年 4月	介護保険準備室を設置
10月	新座市介護保険事業計画等策定委員会を設置
11年 10月	高齢者福祉課と介護保険準備室を統合し、介護福祉課が設置される。
12年 2月	新座市介護保険事業計画等策定委員会から答申がなされる。
3月	新座市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）を策定
4月	介護保険制度がスタート
	○高齢者生活支援サービス事業開始
	○介護保険利用促進事業補助金交付事業開始
	○高齢者配食サービス事業開始
13年 1月	○高齢者と障がい者の移送サービス費助成事業開始
4月	○徘徊高齢者等家族支援サービス事業開始
6月	○新座市基幹型在宅介護支援センター設置
	○高齢者訪問理美容サービス事業開始
12月	□インフルエンザ予防接種（65歳以上）実施
14年 10月	【老人保健法改正】
	□前立腺がん検診開始
15年 4月	△第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スタート
	△介護保険料の6段階制度実施
	○成年後見制度における市長の審判請求手続事業開始
	○地域権利擁護事業利用料助成金交付事業開始
	○介護度軽快者居宅サービス利用料助成金交付事業開始
16年 4月	【要介護認定有効期間の延長（最大2年）】
5月	□乳がん検診にX線撮影（マンモグラフィ）検査導入
17年 1月	高齢者施策部門が高齢者福祉課と介護保険課に分課
6月	【改正介護保険法成立】
10月	【施設給付等の居住費・食費の見直し実施】
	【特定入所者介護サービス費の給付開始】
	【介護保険高額介護サービス費の見直し（4段階区分）】
18年 4月	△第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画スタート
	△介護保険料の7段階制度実施
	△地域密着型サービス事業開始
	□健康づくり行動計画「元気の出るいきいき新座21プラン」スタート
18年 4月	【高齢者虐待防止法施行】
	△介護予防一般高齢者施策による介護予防普及啓発事業開始
7月	□基本健康診査受診時の生活機能評価実施
19年 1月	△新座市高齢者虐待等緊急ショートステイ要綱施行
19年 4月	△新予防給付開始
	△地域包括支援センター運営開始（6圏域、6センター）
	△介護予防一般高齢者施策による介護予防教室等を開始
	△介護予防特定高齢者施策による通所型及び訪問型事業を開始
20年 4月	△基本健康診査の終了（老人保健法廃止）に伴う生活機能評価健診業務開始
21年 2月	△地域支援事業（任意事業）として、家族介護者教室開始
4月	△第4期計画開始
	△介護保険料段階の多段階化（実質10段階）
7月	△認知症サポーター養成講座開始
21年 3月	△新座市介護職員処遇改善臨時特例基金設置
4月	高齢者福祉課が長寿支援課に名称変更

年 月	事 項
7 月	△新座市通信制ホームヘルパー 2 級養成講座受講費助成事業開始 (21 年度及び 22 年度に限り実施)
10 月	【介護職員処遇改善臨時特例交付金事業開始】
22 年 3 月	△市内グループホームのスプリンクラー整備事業に対し補助金交付 (新座市地域介護・福祉空間整備費補助金交付要綱)
～10 月	
5 月	○老人福祉センターの愛称募集の実施 (老人福祉センター「えがおの里」、第 2 老人福祉センター「元気の里」に決定)
9 月	○75 歳以上高齢者の所在確認実施 (平成 23 年 5 月まで)
23 年 1 月	△日常生活圏域ニーズ調査 (悉皆) 実施 △要介護等認定に係る末期がん患者に対する介護認定審査会の意見付記開始
4 月	△新座市介護保険住宅改修費等受領委任払実施要綱施行 △介護保険要介護等認定有効期間の延長開始 (更新及び区分変更申請に係るもの)
7 月	△西部地域包括センターの職員体制の強化
10 月	△介護保険料コンビニ収納開始 △介護予防基本チェックリスト結果通知実施
24 年 1 月	○新座市災害時要援護者支援制度実施要綱制定
3 月	△地域包括支援システムオンライン化開始
4 月	△第 5 期計画開始 △介護保険料の多段階化 (実質 12 段階) △地域包括支援センターの名称を高齢者相談センターに変更するとともに、職員体制の強化を実施 △介護保険要介護等認定有効期間の延長開始 (新規申請に係るもの) 地域支援事業に係る事務を介護保険課から長寿支援課に移管

※【 】は、国及び県の主要施策

※市の施策のうち□は老人保健、○は高齢者福祉、△は介護保険に関する事業

新座市高齢者福祉計画
新座市介護保険事業計画
第5期計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年2月策定

発行 新座市
編集 新座市健康増進部介護保険課
〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1-1-1
Tel 048-477-1111 (代)
Fax 048-482-5882
